

答 申 第 6 8 号
平成 20 年 7 月 23 日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 18 年 6 月 26 日付け諮問第 1 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 18 年 3 月 15 日～16 日に実施された、特定の県立高校受験の最下位合格者の点数及びこれに係る科目別平均点、科目別合格者平均点、科目別合格者の最低点数が記載された公文書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成18年3月15日～16日に実施された、特定の県立高校受検の最下位合格者の点数及びこれにかかる科目別平均点、科目別合格者平均点、科目別合格者の最低点数が記載された公文書」を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成18年4月21日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び非公開理由説明書に対する意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 実施機関は、合格者の最低点数よりも高い点数であっても不合格となる受検生が生じる場合があり、この逆転現象を形式的に捉えて、最下位合格者の点数を公開すると、受検生及び保護者に無用の誤解や混乱を招くと主張する。

しかしながら、実施機関は、特色ある学校づくりのため、受検生の評価を学力検査による評価だけでなく、できるだけ人物評価を実質的に措置できる仕組みを構築し、実施しているのであるから、当然、関係者に対し、なぜ逆転現象が生じたかを説明する必要がある。

また、最下位合格者の点数を公開することにより、受検した者にとっては、自己分析・評価等を可能なものとし、再度又は今後において受検する者にとっても、有意な情報であることに違いはない。

- (2) 実施機関は、科目別平均点、科目別合格者平均点及び科目別合格者の最低点数を公開すると、高校の序列化につながり、受検競争を煽ることになると主張するが、総合的な評価を前提としている以上、これらが公開されても特に支障はなく、受検生らにとっては、試験結果の検証や今後の受検に対する利益に資するものとなる。

また、実施機関は、次々に他の高校でも同様の公開請求が出され、序列化につながるとするが、このような確率・推測論的で客観性のない主張には根拠がない。

仮に、このような事態の発生を憂慮するのであれば、事態の実現が差し迫り、あるいは、具体的に予測されるに至ったときに、適切な措置を講じれば足りる。

- (3) 仮に、実施機関が主張するように、本件請求情報を公開することによって、学力検査のみがクローズアップされるおそれがあるならば、それを払拭するための行為をなすべきである。

なぜなら、実施機関は、特色ある高校づくりを実現するために総合的な評価方式を導入しているのであるから、しっかりと説明責任を果たすべきであって、このことにより、兵庫の教育の特徴及び特色ある入学者選抜方法の良さが県民に理解され、教育目標が実現できるものとする。

- (4) 非公開処分の理由は、行政手続条例第8条の理由の提示の要件を満たしておらず、その手続きが違法であり、本件処分は取消されるべきである。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。
情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第6号の該当性

- 1 入学者選抜の合否判定は、調査書による判定資料（A）と学力検査による判定資料（C）の合計値のみで機械的に判定しているのではなく、学習の記録以外の諸記録（生徒会活動や部活動等）を総合した判定資料（B）をも参考として用い、総合的に判定している。

そのため、合格者の最低点数よりも高い得点であっても不合格となる受検生が生じる場合がある。従って、最下位合格者の点数を公開すると、受検生や保護者に無用の誤解や混乱を招くことになる。

- 2 科目別平均点、科目別合格者平均点及び科目別合格者の最低点数を公開すると、次々に他の高校でも同様の公開請求が出され、結果として、県内の全公立高校の学校別の点数を公開することとなり、高校の序列化につながり、過度の受験競争を過熱させることとなる。

- 3 また、兵庫県では特色ある学校づくりを進め、入学者選抜ではその特色を踏まえた選考基準を設定し、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果及び活動経験など様々な観点から評価し、選考できるよう取り組んでいる。

本件公文書を公開することは、入学者選抜において学力検査の結果のみがクローズアップされ、受検生を多様な観点から評価・選考しようという県が進める入学者選抜制度・方法の改善の方向性に逆行し、ひいては、特色ある高校づくりに支障を及ぼすこととなる。

- 4 さらに、高校の序列化により、下位に位置づけられた高校の生徒の心情を傷つけ、勉学等への意欲の低下などが懸念され、このような高校の学習指導、生活指導に支障を及ぼすこととなる。

なぜなら、本件公文書を公開することにより、これまで以上に精緻な各高校のランクが社会に周知され、いわゆる下位校については、学力検査の結果の低さが具体的な数値として明確になってしまうからである。

- 5 よって、本件公文書を公開することは、以上のように、高校入試事務及び高校生への教育指導の適正な遂行等の県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障があるため、条例第6条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

- 1 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、本件公文書が条例第6条第6号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

- (1) 実施機関は、入学者選抜における合否判定は、学力のみによらず、生徒会活動や部活動等の記録をも加味して総合判定しているため、合格者の最低点数よりも高い得点であっても不合格となる受検生が生じ、本件公文書の公開により、受検生や保護者に無用の誤解や混乱を招くと主張する。

しかしながら、実施機関は、特色ある学校づくりを進め、入学者選抜においてその特色を踏まえた選考基準を設定し、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験等の様々な観点から評価し、選考する制度を導入したものである。

実施機関においては、逆転現象が生じることは十分に認識した上でこのような入試制度を導入したものであり、当該制度の運用・実施にあたっては、一定程度の誤解や混乱を生じることは十分想定されることから、関係者に説明を尽くし理解を求めることなどにより誤解や混乱を防止すべきであり、単に誤解や混乱が生じるおそれがあるとの主張のみでは、公開に伴う支障の説明として抽象的な可能性のレベルに止まっており、非公開事由にはあたらない。

- (2) また、実施機関は、本件公文書を公開することにより、受験競争を過熱させることになると主張する。

しかし、既に一定程度、学習塾等から各学校ごとの模擬試験等の点数が公表されていることなどからみて、本件公文書の公開により受験競争の過熱が相当の程度で発生するものなのか、また、仮に発生したとしても、それが中学校における進路指導などにどのように具体的な支障を及ぼすものなのかについて、これまでに示された実施機関の主張内容では、本件公文書を非公開とすることはできない。

- (3) さらに、本件公文書に記載されている情報が、現行の入試制度においても単に点数のみの評価に留まらず、多様な観点から評価することとしていることを踏まえても、各受検生が進学しようとする学校を選択する上において、なお有意な情報であることは否定しがたいものと考えられる。

- (4) なお、学校間格差が存在することは既に広く認識されている以上、非公開とすることは、十分な判断材料に基づき進学校を選択するという生徒の自己決定権を侵害しているとも考えられ、一方、公開することにより、十分な情報に基づき多くの生徒が自分にふさわしい高校に進学できれば生徒の自主的、自発的な学習活動を促し、その結果として各高校における教育活動の一層の活性化を図ることも可能であるという考え方もありうるところである。

- (5) しかしながら、一方では、実施機関が主張するように、本件公文書を公開すると、さらに全ての高校についての情報が公開された上、情報が整理されることにより、点数による高校の順位付けが容易にかつ明確な形で行われ、特色ある高校づくりに支障を及ぼすおそれがあることも、十分想定できるものである。

確かに、異議申立人が主張するように、学力検査等の点数が入学者選抜制度上有意な情報であることから、中学校の進路指導の場で、各高校のランク付けに近いものが何らかの形で示されていることはある程度想定されうるし、また、学習塾等でも独自の資料に基づきランク付けを行い、それを一般に公表していることも事実である。

しかし、中学校の進路指導の場での情報の提供等は、中学校における学力テストを基にしたもので、あくまで当事者間に止まり、また、学習塾等による公表は、模擬試験受験者の志望校別の得点であるといったような情報源に偏りがあるもので、必ずしも正確なものとは言い難く不完全なものが多いことも否定し難い。

このため、本件非公開情報が公開され、さらに全ての高校についての情報が公開された上、情報が整理された場合、高校入試の得点が今までとは違い、極めて正確に広く世間に

示され、高校間における得点順位が容易かつ明確に付けられることになる。特に、学習塾等による受検指導の実態からみれば、そのような順位付けが行われることは十分想定される。

- (6) その結果、受検生や保護者をはじめ広く一般県民の間に、個々の受検生の受検に必要であるという範囲を超え、入学試験における学力検査の点数のみに偏った学校評価がなされることが、今日なお十分想定されうるものである。

教育委員会では、100パーセントに近い中学卒業者が高校へ進学する状況を踏まえ、極めて多様な生徒を対象とする今日の高校教育の充実、活性化を図るべく、特色ある高校づくりを進めているところであるが、このような、各高校における教育の特徴ある発展を旨とした教育内容の改善の途上にある現時点において、上記のような順位付けによる学校評価がなされることにより、特色ある高校づくりの考え方に基づく生徒の多様な能力、適性、意欲等の様々な観点から評価、選考しようとする入学者選抜の事務、ひいては特色ある高校づくり自体の推進にも支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- (7) また、実施機関は本件公文書が公開されると、高校における学習指導、生活指導に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

前述のとおり、本件公文書の公開により、高校間における得点順位が容易かつ明確に付けられることになり、下位に位置づけられた高校の生徒の心情を傷つけ、勉学等への意欲の低下をもたらすことも予想され、ひいては、このような高校の学習指導、生活指導に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- (8) よって、現時点において、本件公文書を公開することにより、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されるので、条例第6条第6号に該当するものとして、非公開決定を行った実施機関の判断は妥当である。

- 2 なお、異議申立人は、実施機関が行った本件請求情報の非公開処分の理由が、行政手続条例第8条の理由の提示の要件を満たしておらず違法であると主張しているが、本件非公開決定書には、いかなる根拠に基づき、非公開事由のどれに該当するとして非公開決定がなされたのかについて記載されており、理由の提示の要件を満たしていないとまではいえない。

よって、異議申立人の主張は採用できない。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
18 . 6 . 26	・ 諮問書の受領
18 . 7 . 14	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
18 . 9 . 8	・ 異議申立人の意見書の受領
18 . 10 . 25 (第178回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19 . 2 . 26 (第182回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19 . 5 . 22 (第185回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20 . 4 . 22 (第195回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20 . 5 . 23 (第196回審査会)	・ 審議
20 . 6 . 27 (第197回審査会)	・ 審議
20 . 7 . 23	・ 答申